

# 長岡西大積スマート I C 地区協議会規約

令和 2年 9月 10日 制定

令和 8年 3月 3日 改正

(名称)

第1条 本会の名称は、長岡西大積スマート I C 地区協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、長岡西大積スマート I C（以下「当該 I C」という。）の設置、管理及び運営等について必要な検討及び調整、当該 I C の供用後のフォローアップを行うことを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、別記の委員により構成する。

(会長)

第4条 協議会の会長は、長岡市長とする。

(会長の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行するものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

2 異動等に伴う委員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする。

(協議会検討事項)

第7条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について検討、又は調整する。

(1) 当該 I C の設置に係る次に掲げる検討及び調整

- 1) 当該 I C の社会便益
- 2) 当該 I C 及び周辺道路の安全性
- 3) 当該 I C の設置に伴う高速道路の利用交通量の変化
- 4) 当該 I C の構造及び整備方法
- 5) 当該 I C の管理運営方法
- 6) 当該 I C の利用促進方策
- 7) 広域的検討結果の反映
- 8) 前各号に掲げるもののほか、当該 I C の設置、管理及び運営をする上で必要な事項

(2) 当該 I C の供用後の社会便益、安全性、利用交通量、管理・運営形態、利用促進方策等について、定期的にフォローアップし、必要に応じて見直すものとする。

(3) フォローアップは、供用1年経過後速やかに1回実施し、以後必要に応じて実施するものとする。

(4) その他目的達成に必要なこと

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、やむを得ない事情で会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

5 軽微な議案は、会議を招集せず、書面による表決を行うことができる。

6 協議会を構成する機関は、当該ICの安全かつ円滑な設置及び管理並びに運営に協力するものとする。

(事務局)

第9条 協議会には、運営事務を行う事務局を置くものとし、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所計画課、長岡市土木部土木政策調整課により構成する。

2 協議会の庶務は、長岡市土木部土木政策調整課に置く。

(存続期間)

第10条 協議会は、当該ICが供用されるまでの期間及び供用後における当該ICの運営が行われる期間において存続するものとする。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 2年 9月10日から適用する。

この規約は、令和 8年 3月 3日から適用する。

別記（第3条関係）

長岡西大積スマートIC地区協議会委員名簿

国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 所長

新潟県土木部 道路建設課 高規格道路推進室 室長

新潟県長岡地域振興局 地域整備部 部長

東日本高速道路（株）新潟支社 総合企画部 調査役

東日本高速道路（株）新潟支社 道路事業部 事業統括課長

東日本高速道路（株）新潟支社 長岡管理事務所 所長

長岡商工会議所 会頭

（社）長岡観光コンベンション協会 会長

長岡市 市長

長岡市 土木部 部長

【オブザーバ】

国土交通省北陸地方整備局 国営越後丘陵公園事務所 所長

新潟県 長岡警察署 交通課長

新潟県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊 長岡分駐隊 隊長

【事務局】

国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課

長岡市土木部 土木政策調整課